

13 さいがい きんきゅう じたいおう 災害・緊急時対応

(1) さいがい じ ひなんこうどうようしえんしゃめいぼとうろく 災害時避難行動要支援者名簿登録

本市では、災害発生時などに自力で避難することが困難な方を対象に、災害に関する情報の伝達や避難などへの手助けが地域の中で迅速に安全に行われるよう、支援を受けることを希望される方の登録を進めています。下記の項目に該当する方で、登録を希望される場合は、お問い合わせください。

- ◇対象者 在宅されている方のうち、自力で避難することが困難で①～⑤のいずれかに該当する方
- ① ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）の方
 - ② 高齢者（65歳以上）のみの世帯の方
 - ③ 要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている方
 - ④ 身体障害者手帳の1級・2級の方
 - ⑤ 療育手帳の程度区分において、Aの判定を受けている方
 - ⑥ その他、市長が認める方
- （①～⑤に準ずる方で、災害時に自力非難が困難で、避難支援が必要と認められ、かつ本人が希望される方）
- ※申請書の記入が困難である場合は家族などの代理申請も可。

◇窓口 防災安全課 障がい者支援課 高齢介護課 地域福祉課
TEL 931-1111 FAX 922-6587

(2) じんこうこきゅうきりようしゃ かか じぜんとうろくせいど 人工呼吸器利用者に係る事前登録制度

在宅で24時間人工呼吸器を利用されている方を対象に、長時間に及ぶ停電等によりお持ちの人工呼吸器の内部バッテリーや外部バッテリーでは対応できなくなる緊急事態を想定し、医療機関への受入がスムーズに行えるようあらかじめ情報を登録しておくことができます。

◇手続きの流れ

- 1 医療機器メーカーから用紙（情報提供同意書）を受け取ります。
- 2 主治医と相談の上、「搬送先登録医療機関」を決定します。
（主治医から当該医療機関に連絡）
- 3 必要事項を記入の上、用紙を提出します（提出先：乙訓保健所）。
- 4 京都府が、搬送先登録医療機関へ登録。
（搬送先登録医療機関への受入を確約するものではありません。）
- 5 京都府が、主治医や医療機器メーカーへ情報提供します。

◇問 合 せ (相談窓口) 京都難病相談・支援センター (京都府庁 2 号館 6 階)
TEL 414-7830 FAX 414-7832
(提 出 先) 乙訓保健所 福祉室
TEL 933-1154 FAX 932-6910

(3) 緊急通報装置 (あんしんホットライン) の貸与

第 1 種身体障がい者で、災害時に独自の避難が困難な方などを対象に、緊急通報装置を貸与します。ご利用中の電話回線を利用し、装置のボタンを押すだけで、専門スタッフが相談に応じ、緊急時には救急車を要請します。詳しくは、窓口にお問い合わせください。

◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

(4) 消防署へのファクシミリによる緊急通報

聴覚言語障がい者が火事や救急により緊急通報が必要な時に、消防署への通報をファクシミリによって行うことができます。

利用を希望される方は、事前に登録が必要です。

◇対 象 者 聴覚言語障がい者

◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

(5) NET119 緊急通報システム

聴覚言語障がい者が自宅や外出先での火事や救急により緊急通報が必要な時に、消防署への通報をスマートフォン等によって行うことができます。

利用を希望される方は、事前に登録が必要です。

◇対 象 者 スマートフォン等をお持ちの聴覚言語障がい者

◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

(6) 向日市防災情報電話連絡サービス

視覚障がい者に、災害に関する情報を電話でお知らせします。

サービスの利用を希望される方は、事前に申し込みが必要です。

◇対 象 者 視覚障がい者

◇提供する情報 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示 (緊急)

◇窓 口 防災安全課 TEL 874-2164 FAX 922-6587